

預けて安心!

# 白筆証書遺言書 保管制度

◆お問合せ先◆

徳島地方法務局

供託課

TEL 088-622-4867

阿南支局

TEL 0884-22-0410

美馬支局

TEL 0883-52-1164



あなたの大切な  
遺言書を守ります

遺言書の  
保管の申請には

3,900円が

かかります。



遺言書ほかんガルー

手続には  
予約が必要です



徳島地方法務局

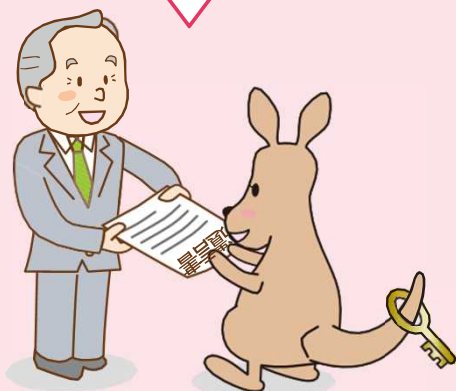
手続案内予約サービスページ

徳島地方法務局

保管制度の詳細な内容は、  
徳島地方法務局のホームページをご覧ください。



## 遺言書の保管の申請



- ① 手続には必ず遺言者本人が法務局にお越してください。
- ② 自筆証書遺言の方式について外形的な確認を行います。
- ③ 遺言の内容についての相談はお受けできません。
- ④ 亡くなられた後に通知したい相続人等を指定できます。
- ⑤ 遺言者は預けた遺言書の閲覧や保管の申請の撤回をすることができます。

## 保管の申請に必要なもの

- ① 自筆証書遺言に係る遺言書
- ② 申請書※
- ③ 添付書類(本籍及び筆頭者の記載のある住民票等)
- ④ 本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等)
- ⑤ 手数料(収入印紙)



※ 申請書の様式は法務省 HP ([https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03\\_00051.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)) からダウンロードできます。また、遺言書保管所窓口にも備え付けられています。



## 遺言者が亡くなられた後の手続

相続人等は、遺言書の内容の証明書の請求や遺言書の閲覧をすることができます。



相続人等が遺言書情報証明書の交付を受けた場合若しくは遺言書の閲覧をした場合又は、遺言者の死亡確認時

遺言書が法務局において保管されていることを、その他の相続人等に通知します。



### 検認不要

法務局において保管されている遺言書については、家庭裁判所での検認が不要となります。

- ① 本制度に係る全ての手続には予約が必要です。